

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	母子父子寡婦福祉資金貸付金の貸付及び償還事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

徳島県は、母子父子寡婦福祉資金貸付金の貸付及び償還事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

徳島県知事

公表日

令和7年3月14日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子父子寡婦福祉資金の貸付及び償還事務
②事務の概要	母子家庭の母又は児童(子)、父子家庭の父又は児童(子)、寡婦又はその扶養している子、母子・父子福祉団体に、12種類の資金を無利子又は低金利で貸付を行い、母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその児童の福祉を増進する。 具体的には、 ①町村、市福祉事務所を経由して提出された貸付申請書により貸付内容を審査し、貸付け決定を行う。 ②貸付決定の通知及び貸付金の支給を行う。 ③貸付決定者等の住所、氏名等変更のあった場合は変更処理を行う。
③システムの名称	母子父子寡婦福祉資金貸付金システム
2. 特定個人情報ファイル名	
母子父子寡婦福祉資金貸付金システムファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。) 第9条第1項 別表 63の項 番号利用法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第34条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	(特定個人情報の照会) 番号利用法第19条第8号 別表 63の項 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第34条 (特定個人情報の提供) 番号利用法第19条第8号 別表 63の項 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条、第44条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども未来部青少年・こども家庭課
②所属長の役職名	こども未来部青少年・こども家庭課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	徳島県 生活環境部 県民ふれあい課 情報公開・個人情報担当 徳島県徳島市万代町1丁目1番地 088-621-2718
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	徳島県 こども未来部 青少年・こども家庭課 徳島県徳島市万代町1丁目1番地 088-621-2707
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底をしている。また、母子父子寡婦福祉資金の貸付及び償還事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考ええる。 ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等の保管、等	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務を行う端末については、マイナンバー利用事務の登録名簿に記載された職員のみ操作し、事務を行う職員は、静脈認証でマイナンバー利用事務を行う端末にアクセスするように設定している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年6月30日	I 5②所属長	次世代育成・青少年課子ども・子育て支援室長 日下 浩一	次世代育成・青少年課子ども・子育て支援室長 東條 揚子	事後	形式的な変更であり、重要な 変更には当たらない。
平成28年6月30日	II 1いつ時点の計数か	平成27年4月20日時点	平成28年4月1日時点	事後	形式的な変更であり、重要な 変更には当たらない。
平成28年6月30日	II 2いつ時点の計数か	平成27年4月20日時点	平成28年4月1日時点	事後	形式的な変更であり、重要な 変更には当たらない。
平成29年6月30日	I 5①部署	県民環境部 次世代育成・青少年課子ども・子 育て支援室	県民環境部 次世代育成・青少年課こども未来 応援室	事後	形式的な変更であり、重要な 変更には当たらない。
平成29年6月30日	I 5②所属長	次世代育成・青少年課子ども・子育て支援室長 東條 揚子	次世代育成・青少年課こども未来応援室長 脇田 喜見枝	事後	形式的な変更であり、重要な 変更には当たらない。
平成29年6月30日	I 7 特定個人情報の開示・ 訂正・利用停止請求	徳島県 監察局 監察課 情報公開個人情報 担当	徳島県 監察局 監察課 ふれあい交流室 情 報公開個人情報担当	事後	形式的な変更であり、重要な 変更には当たらない。
平成29年6月30日	I 8 連絡先	徳島県 県民環境部 次世代育成・青少年課こ ども・子育て支援室	徳島県 県民環境部 次世代育成・青少年課こ ども未来応援室	事後	形式的な変更であり、重要な 変更には当たらない。
平成29年6月30日	II 1いつ時点の計数か	平成28年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	形式的な変更であり、重要な 変更には当たらない。
平成29年6月30日	II 2いつ時点の計数か	平成28年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	形式的な変更であり、重要な 変更には当たらない。
平成30年7月10日	I 5②所属長	次世代育成・青少年課こども未来応援室長 脇田 喜見枝	次世代育成・青少年課こども未来応援室長 石 久美子	事後	形式的な変更であり、重要な 変更には当たらない。
平成30年7月10日	I 7 特定個人情報の開示・ 訂正・利用停止請求	徳島県 監察局 監察課 ふれあい交流室 情 報公開個人情報担当	徳島県 監察局 監察課 情報公開個人情報 担当	事後	形式的な変更であり、重要な 変更には当たらない。
平成30年7月10日	II 1いつ時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	形式的な変更であり、重要な 変更には当たらない。
平成30年7月10日	II 2いつ時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	形式的な変更であり、重要な 変更には当たらない。
令和1年6月4日	I 1 ②事務の概要	母子家庭の母又は児童(子)、父子家庭の父又 は児童(子)、寡婦又はその扶養している子、母	母子家庭の母又は児童(子)、父子家庭の父又 は児童(子)、寡婦又はその扶養している子、母	事後	形式的な変更であり、重要な 変更には当たらない。
令和1年6月4日	I 7 特定個人情報の開示・ 訂正・利用停止請求	徳島県 監察局 監察課 情報公開個人情報 担当	徳島県 監察局 監察課 情報公開個人情報 担当	事後	形式的な変更であり、重要な 変更には当たらない。
令和1年6月4日	II 1いつ時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	形式的な変更であり、重要な 変更には当たらない。
令和1年6月4日	II 2いつ時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	形式的な変更であり、重要な 変更には当たらない。
令和2年6月4日	I 1 ②事務の概要	母子家庭の母又は児童(子)、父子家庭の父又 は児童(子)、寡婦又はその扶養している子、母	母子家庭の母又は児童(子)、父子家庭の父又 は児童(子)、寡婦又はその扶養している子、母	事後	形式的な変更であり、重要な 変更には当たらない。
令和2年6月4日	I 5 ①部署	県民環境部 次世代育成・青少年課こども未来 応援室	未来創造文化部 次世代育成・青少年課こども 未来応援室	事後	形式的な変更であり、重要な 変更には当たらない。
令和2年6月4日	I 5 ②所属長の役職名	次世代育成・青少年課こども未来応援室長 石 久美子	次世代育成・青少年課こども未来応援室長	事後	形式的な変更であり、重要な 変更には当たらない。
令和2年6月4日	I 8 連絡先	徳島県 県民環境部 次世代育成・青少年課こ ども未来応援室	徳島県 未来創造文化部 次世代育成・青少年 課こども未来応援室	事後	形式的な変更であり、重要な 変更には当たらない。
令和3年6月8日	II 1いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	形式的な変更であり、重要な 変更には当たらない。
令和3年6月8日	II 2いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	形式的な変更であり、重要な 変更には当たらない。
令和3年9月30日	I 4②法令上の根拠	番号利用法第19条第7号 別表第二 63の項 番号利用法第19条第7号 別表第二 26の項	番号利用法第19条第8号 別表第二 63の項 番号利用法第19条第8号 別表第二 26の項	事後	形式的な変更であり、重要な 変更には当たらない。
令和3年9月30日	II 1いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	形式的な変更であり、重要な 変更には当たらない。
令和3年9月30日	II 2いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	形式的な変更であり、重要な 変更には当たらない。
令和5年6月30日	I 8 連絡先	徳島県 未来創造文化部 次世代育成・青少年 課こども未来応援室	徳島県 未来創造文化部 次世代育成・青少年 課こども未来応援室	事後	形式的な変更であり、重要な 変更には当たらない。
令和5年6月30日	II 1いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	形式的な変更であり、重要な 変更には当たらない。
令和5年6月30日	II 2いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	形式的な変更であり、重要な 変更には当たらない。
令和5年6月30日	I 5 ①部署	未来創造文化部 次世代育成・青少年課こども 未来応援室	未来創造文化部 こども未来局こども家庭支援 課	事後	形式的な変更であり、重要な 変更には当たらない。
令和5年6月30日	I 5 ②所属長の役職名	次世代育成・青少年課こども未来応援室長	こども未来局こども家庭支援課長	事後	形式的な変更であり、重要な 変更には当たらない。
令和5年6月30日	I 8 連絡先	徳島県 未来創造文化部 次世代育成・青少年 課こども未来応援室	徳島県 未来創造文化部 こども未来局子ども 家庭支援課	事後	形式的な変更であり、重要な 変更には当たらない。
令和5年6月30日	II 1いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	形式的な変更であり、重要な 変更には当たらない。
令和5年6月30日	II 2いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	形式的な変更であり、重要な 変更には当たらない。
令和7年3月14日	I 3個人番号の利用	番号利用法第9条第1項 別表第一 43の項 番号利用法別表第一の主務省令で定める事務 を定める命令	番号利用法第9条第1項 別表 63の項 番号利用法別表の主務省令で定める事務を定 める命令	事後	形式的な変更であり、重要な 変更には当たらない。
令和7年3月14日	I 4②法令上の根拠	番号利用法第19条第8号 別表第二 26の項、 30の項、87の項	番号利用法第19条第8号 別表 63の項	事後	形式的な変更であり、重要な 変更には当たらない。
令和7年3月14日	I 5①部署	未来創造文化部 こども未来局こども家庭支援 課	こども未来部青少年・こども家庭課	事後	形式的な変更であり、重要な 変更には当たらない。
令和7年3月14日	I 5②所属長	こども未来局こども家庭支援課長	こども未来部青少年・こども家庭課こども家庭 課長	事後	形式的な変更であり、重要な 変更には当たらない。
令和7年3月14日	I 7 特定個人情報の開示・ 訂正・利用停止請求 請求先	徳島県 監察局 監察評価課県庁ふれあい室 情報公開個人情報担当 徳島県徳島市万代町1丁目1番地 088-621-2024	徳島県 生活環境部県民ふれあい課 情報公 開・個人情報担当 徳島県徳島市万代町1丁目1番地 088-621-2718	事後	形式的な変更であり、重要な 変更には当たらない。
令和7年3月14日	I 7 特定個人情報の開示・ 訂正・利用停止請求 連絡先	徳島県 未来創造文化部 こども未来局こども 家庭支援課 徳島県徳島市万代町1丁目1番地 088-621-2715	徳島県 こども未来部 青少年・こども家庭課 徳島県徳島市万代町1丁目1番地 088-621-2707	事後	形式的な変更であり、重要な 変更には当たらない。
令和7年3月14日	II 1いつ時点の計数か	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	形式的な変更であり、重要な 変更には当たらない。
令和7年3月14日	II 2いつ時点の計数か	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	形式的な変更であり、重要な 変更には当たらない。